

盛岡広域振興局長告示第88号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成21年岩手県告示第804号）で告示した八幡平市安比竜ヶ森特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成28年10月21日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

変更後の八幡平市安比竜ヶ森特定猟具使用禁止区域の区域 八幡平市地内の東北自動車道と市道豊畑竜ヶ森線との交点を起点とし、起点から同自動車道を南に進み市道豊畑裏線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道豊畑中央線との交点に至り、同点から同市道を南に進み八幡平市松尾地区と八幡平市安代地区の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林1027、1028及び1029林班と国有林岩手北部森林管理署1454、1453、1449、1450、1451及び1452林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みJR花輪線との交点に至り、同点から同線を南に進み国道282号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み小屋の沢林道との交点に至り、同点から同林道を西に進み市道前森山1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み民有林1025林班中の市有地と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林岩手北部森林管理署1462林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林岩手北部森林管理署1462、1467、1466、471、472及び473林班と国有林岩手北部森林管理署1472、1479、1482及び1485林班並びに民有林1024林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林岩手北部森林管理署480林班と国有林岩手北部森林管理署474及び479林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み市道赤川線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道豊畑安比線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道細野安比線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道星沢前森山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道豊畑竜ヶ森線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域